平成２２年（フ）第４３２号
神奈川県小田原市千代242番地の６
債務者　古矢　悦子
１　決定年月日時　平成22年６月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４３７号
神奈川県秦野市渋沢１丁目27番15号
債務者　山口　文子
１　決定年月日時　平成22年６月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５８号
新潟県村上市大津2155番地
債務者　渡辺　良治
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第４２号
新潟県上越市東城町１丁目２番22号さくら荘Ｂ号
債務者　岡田　一美
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第４９号
新潟県上越市大字岩木2105番地59　コーポコスモス103号
債務者　木南　裕之
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１０５８号
名古屋市北区水切町５丁目61番地の９　レオパレス21水切203号
債務者　田中　秀男
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０８５号
名古屋市中川区長良町３丁目55番地の１　アーバン長良205号
債務者　近藤　正清
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４４８号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字東仙台27番地の１
債務者　今瀬　芽己（旧姓山崎）
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６５号
香川県高松市木太町3657番地12
債務者　福井　　恵（旧姓住吉）
１　決定年月日時　平成22年６月21日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２０２号
香川県高松市藤塚町１丁目13番49号サンハウス105号室
債務者　松山　　操
１　決定年月日時　平成22年６月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２２９号
香川県高松市牟礼町牟礼840番地３
債務者　荒駒　純子
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第９３８号
福岡県宮若市長井鶴247―６―125号、住民票上の住所福岡市西区姪の浜１丁目22番27号
債務者　岩崎　　勇
１　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９９４号
福岡市東区八田３丁目12番２号
債務者　延吉　兼吾
１　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９９５号
福岡市東区八田３丁目12番２号
債務者　橋本　結花
１　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１９４号
福岡県福津市宮司浜２丁目２番11号
債務者　川崎　弘子
１　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１９９号
福岡市早良区内野３丁目４番４―104号
債務者　矢野　　勉
１　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２００号
福岡市早良区内野３丁目４番４―104号
債務者　矢野恵美子（旧姓石川）
１　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２１８号
福岡市南区大平寺２丁目23番15―208号
債務者　貝原真里子
１　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部